

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

成人期の強度行動障害への療育的研究

分担研究者 大場公孝 (社福)侑愛会 理事長

研究要旨

1. 成人期の強度行動障害への療育的研究（全年）

強度行動障害4事例を通して、以下の有効な支援が示唆された。

- ① 構造化
- ② 環境調整（カムダウンエリア・対象物の除去など）
- ③ 医療との連携
- ④ 一貫性と継続性のある支援
- ⑤ 理解レベルや特性に応じた視覚的な支援
- ⑥ ケースに応じたコミュニケーションの力を高める支援
- ⑦ 学校と施設の連携

1. 成人期の強度行動障害への療育的研究（全年）

A. 研究目的

成人期を担う成人施設における強度行動障害への療育支援方法を研究する。3年間で4事例の研究が実施された。

B. 研究方法

研究報告者・分担研究者から報告された実践報告をもとに、必要かつ有効であった支援方法を抽出する。

（倫理面への配慮）研究班構成員が当事者の個人情報について共有する項目は、研究に必要な必要最小限のものとし、かつ、守秘義務を遵守した。また、ご家族には上記の点について了承を得た上で、研究を行なった。

C. 結果

第1研究は事例研究であり、知的障害が重度の自閉症の男子であった。弱い人や騒がしい人に対しての叩き・突き飛ばしが多く、さらには興奮・奇声・泣き叫び・家具倒し・飛び出しが頻繁であった。首を横に振る、目をパチパチとさせる、「イヒ」等の声を出すといったチック症状もあり服薬をしていた。

評価・観察を通して、さまざまな刺激への引きつけられやすさや、言葉を聞いて理解することの苦手さ、物事を順序立てて取り組むことの苦手さなどが確認された。理解レベルに合わせたスケジュールやワークシステムを利用することで、日課

や活動を順序立てて伝えることができ、安定して生活や活動に取り組むことが可能となった。

必要な情報を伝えるときには、話し言葉のような抽象的で曖昧なものではなく、具体的で明確なものが必要である。そのための支援として、理解レベルや特性に応じた視覚的な支援はいうまでもなく、一貫性を持たせていく上でも構造化されていることが有効であった。

第2研究は事例研究であり、重度知的障害を持つ31歳の男性であった。破壊・他害・自傷・固執などが頻繁に見られ、それらは職員体制の変更など些細な環境の変化により、いっそうの激しさを増していた。

行動障害をエスカレートさせない取り組みとして、カムダウンエリアの提供と対象物の除去を、頻度を軽減させる取り組みとして、構造化の見直し、活動内容の見直し、コミュニケーションカードの活用などを行なった。興奮状態になる前への対応を重点的に行なうことによって、行動障害の軽減を図ることができた。

第3研究は事例研究であり、重度知的障害・自閉症の21歳の女性であった。他の利用者の咳やくしゃみ、花火の音、せみの鳴き声などがきっかけで興奮状態となり、テレビや冷蔵庫を投げる、ガラスを割るといった行動障害につながっていた。音に対する過敏性に対しては個室を用意し、環境調整を図った。また、自分で日課を組み立てることが困難であるにもかかわらず、スケジュールがない状態で生活を続けてしまうことで混乱しているととらえ、安心感につながるスケジュー

ルの用意が必要と考えた。加えて、本人からの要求に対して、コミュニケーションカードを活用することとした。必要枚数のカードを用意し、カードがなくなったら終了とし、新しい要求には随時カードを追加した。また、破壊などの行動障害には、壊れたものはすぐに修復するようにし、「破壊＝物がなくなる・活動しなくてよい」ということではないことを一貫して示した。「構造化を図り、行なうべき活動を明確に伝える」「コミュニケーションの力を高める」この2点の支援により、安定を見せた事例であった。

第4研究は事例研究であり、17歳の重度知的障害の自閉症女性である。幼児期より奇声や他害が見られ、養護学校に入学以降、ジャンプして膝から落ちたり椅子を投げつけるという行動が出現した。家庭では、暴れたり怪我をしたりしないように本人の要求をすべて受け入れていた。高等部1年生のころより、他生徒・教師に対する他害行為が増悪した。日に日にエスカレートしていく行動に対応することが困難となり、施設利用となる。

幼少の頃から家族との言葉による曖昧なやりとりで本人の要求は、叶ったり叶わなかったりし、パニックや他害行為で思い通りにしてきたという経緯がある。自閉症の人たちを支援するには、構造化された環境の中で視覚的な手がかりなどを使用し、混乱なく自立して活動を進めていくことができるようにした上で、一貫性と継続性のある支援が必要であることが確認できた。また、精神科薬を服用したことにより、支援を展開していくときにフォロー的な役割を果たしたと言える。

#### D. 考察

強度行動障害4事例を通して、以下の有効な支援が示唆された。

- ① 構造化
- ② 環境調整（カームダウンエリア・対象物の除去など）
- ③ 医療との連携
- ④ 一貫性と継続性のある支援
- ⑤ 理解レベルや特性に応じた視覚的な支援
- ⑥ ケースに応じたコミュニケーションの力を高める支援
- ⑦ 学校と施設の連携

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

児童期の強度行動障害への療育的研究

分担研究者 三島卓穂 (財) 鉄道弘済会弘済学園 園長

研究要旨

1. 児童期の強度行動障害の支援事例研究（全年）

強度行動障害7事例の研究を通して、以下の有効な支援が示唆された。

- ① 生理的3原則（食事・睡眠・排泄）の整え
- ② 的確な状態把握と人への安心感を育むこと
- ③ 構造化
- ④ 集団の力（グループダイナミックス）
- ⑤ キーパーソンの活用による対人関係の構築
- ⑥ パーソナルスペース・カームダウンエリアの確保
- ⑦ 医療との連携
- ⑧ 成功経験の積み重ねと共感する支援
- ⑨ マイナスの行動に至らせない実績

2. 療育支援の品質保証システム開発（全年）

強度行動障害支援事業利用者の人権を守り、これに関わる施設及び施設職員による支援の充実を図ることを目的に、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案 Ver. 1b」を作成した。関係する施設、機関を対象に、評価基準案の内容、有用性についてのアンケート調査を経て評価基準の修正を行い、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案最終案」を作成する。

一般の知的障害者入所更生施設、さらに、自閉症などの発達障害、知的障害、精神障害のある人の支援を行っている多くの福祉施設でも利用できる。行政がこれらの施設での支援内容を人権擁護の立場を含めて把握する上で、有用なツールとなることが期待される。

1. 児童期の強度行動障害の支援事例研究（全年）

A. 研究目的

児童期を担う児童施設における強度行動障害への療育支援方法を研究する。3年間で7事例の研究が実施された。

B. 研究方法

研究協力者・分担研究者から報告された実践報告をもとに、必要かつ有効であった支援方法を抽出する。

（倫理面への配慮）研究班構成員が当事者の個人情報について共有する項目は、研究に必要な必要最小限のものとし、かつ、守秘義務を遵守した。また、ご家族には上記の点について了承を得た上で、研究を行なった。

C. 研究結果

第1研究は、1999年から2003年の間に入所し、年齢が小学生の例であることを条件にして選択された強度行動障害6例について、支援方法の比較検討を行った。その結果、強度行動障害

はかなりの改善が見られること、食事、睡眠、排泄の整えは、重要な役割を果たしていること、知的障害の水準により強度行動障害を区分することは有効であること、入所の初期には人への安心感を育むことが重要であること、強度行動障害の形態と障害の把握が薬物療法に重要であること、構造化は視点を検討する上で重要な役割を果たすことなどが得られた。

第2研究は事例研究であり、6日周期で衝動性が高まる事例が検討された。儀式的な行為ということで、強迫性の視点からの整理が試みられたが、周期性との関連はうまく整理できない報告であった。

第3研究は、事例研究であり、高機能自閉症でAD/HDの診断も受けている、10歳の男子である。非常に攻撃的で特異な認知様式であり、「電車で席が空いていないと怒る」「ボールが打てないとボールに真剣に怒る」などの行動が見られた。自閉症とAD/HDの側面に対する支援をする中で、行動障害は次第に消失し安定していった。ここでは、その他に成功できる友人関係の大切さや集団の癒しの力が、重要であることが示された。

第4研究は事例研究であり、家族を含めて周囲に人がいることに怯え目突き・髪引きなどの他害が頻発し、加えて、自ら両手をバンダナで縛ることを求める21歳の女性であった。施設入所以降、7年間に渡る支援の中で有効であったのは、対人刺激のコントロール、キーパーソンの活用による対人関係の構築、パーソナルスペースの確保、構造化されたプログラムの提供であった。

第5研究は事例研究であり、2歳時に「大動脈洞血栓症」を患い、その後、知的障害・ADHD・行為障害へと発展した15歳の男子であった。衝動的な他害、多動性、特定の音などに過度な過敏さを見せた。事例をもとに、中途障害ケースの特性と理解について研究がなされた。一般的なADHDとの比較検討をしたうえで医療との連携を密に図りながら、残存機能の維持という視点で支援を展開する必要性が示された。

第6研究は事例研究であり、重度知的障害に自閉症・てんかんを合併した22歳の女性であった。14歳でてんかん発作が初発。以降、噛みつき・破衣・固執性などの行動障害が増悪した。強迫性に対して、思春期にはカームダウンエリアの活用も必要とされた。受容を基本とし、成功経験を積み重ねながら対人関係を構築することが有効であった。医療との連携も必須であり、その上で、グループダイナミックスを活用した構造化を図ることで穏やかさが定着した。

第7研究は事例研究であり、中度知的障害でADHDの診断を受けている15歳の男子であった。集団から逸脱する、かみつく、突き飛ばす、眼鏡を壊す、包丁を振り回すといった危険な行動

が頻発し、挑発的・顕示的な面も強く見受けられた。ADHDの障害特性である不注意・多動性・衝動性に加えて、未学習・誤学習・失敗経験・自己否定経験などの要素が加わり、問題行動が発生しているととらえた。さらに、言語に対する巻き込み強迫にも着目した。本人からの強迫的な訴えを受け止めつつも条件を加え、「～したら、～できるよ」と行動を保障することで、マイナスの印象を残すことなく過ごせた経験が蓄積されていた。衝動性や多動性により対人関係の構築が困難なADHDに対しては、成功経験の積み重ねと共感する支援が有効であることと、強迫性には行動に発展させない実績を積むことで状態の安定につながることを示唆された。

第8研究は事例研究であり、重度知的障害・自閉症の20歳の男性である。年少時は強度行動障害の範疇ではなかったが、思春期から自傷を中心とした問題が顕在化し、加えて引きこもり状態となった。思春期をきっかけに気分障害を合併したと推測されたケースである。うつ病の発症と考え、抗うつ剤を服用した。併せてキーパーソンを軸に日中活動への参加も徐々に促した。周期的な変動を見せるものの、徐々に日中活動への参加率が高まり定着した。幼少期より行動障害を見せるケースは、思春期などにおいて何らかのきっかけで強度行動障害に陥ることがあること、周期的変動や日内変動など状態変動が見受けられるケースは、気分障害を想定することも必要であること、キーパーソンを軸に人への安心感を十分に持たせることなどの重要性が示唆された。

## 2. 療育支援の品質保証システム開発（全年）

### A. 研究目的

強度行動障害支援の世界に品質保証の考えを取り入れ、サービス提供者として利用者に十分であるかの視点から整理することを目的とした。

強度行動障害支援事業利用者の人権を守り、これに関わる施設及び施設職員による支援の充実を図ることを目的に、第三者評価基準の作成について研究を行った。

### B. 研究方法

第三者評価の方法を導入することで、支援の品質保証が可能になるかと考え、それぞれが自閉症児者の保護者である3名の各研究協力者によって、さまざまな第三者評価基準を持ちより、強度行動障害で特異的に取捨すべき項目の選択などサービスとして利用者に十分であるかの視点からの論点整理を行なった。

強度行動障害が生じるメカニズム、強度行動障害支援事業実施施設における問題点を検討し、基

準に取り込むべき基本的な内容を以下の2点とした。

①人権尊重の理念と具体的方法

②強度行動障害事業を担う入所施設に求められる環境、支援技術、体制

既存の福祉、医療、人権の評価基準、法案などから評価項目を抽出、整理を行った。厚生労働省が示している「福祉サービス第三者評価」「障害者・児施設評価、及び情報公表必須項目」に示されている評価項目は省略した。協力施設での試行調査、検討を行い、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案 Ver. 1b」を作成した。関係する施設、機関を対象に、評価基準案の内容、有用性についてのアンケート調査を経て評価基準の修正を行い、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案最終案」を作成する。

(倫理面への配慮) アンケート調査を実施するには、対象施設それぞれに個別に依頼し回答をいただいた。対象施設は公表していない。また、それぞれの回答内容について十分に尊重し、第三者評価基準をよりブラッシュアップするものとして位置づけた。

### C. 研究結果

「強度行動障害支援事業第三者評価基準案 Ver. 1b」を作成した。

### D. 考察

強度行動障害は、本人の特性が関与するとともに、周囲の環境により二次的に生じる障害である。本人の特性に合わせた構造化などのバリアフリーの対応がなされないままの無理解な教育や療育が継続され続けた結果として問題行動や不適応行動を多発することも少なくない。強度行動障害支援事業の目的は、本人が個人として尊重され自分らしく生きていく状態を取り戻すこと、すなわち本人の人権を守ることである。そのためには、一人ひとりの違いを理解し受け入れると共に、障害特性に合わせた支援を行うこと、すなわち自閉症などの障害特性に対するバリアフリーを徹底的に追求する必要がある。非合理的な支援方法は、本人のみならず支援者の精神にも大きな悪影響を及ぼす。支援者がたとえ善意を持っていても、障害特性の理解や支援の考え方が不適切で効果が上がらない場合、本来の志を忘れ、日常的に人権侵害につながる対応を行いがちになる。厳しい労働環境や疲労と相まって、体罰や虐待に発展する場合もありえる。

この評価基準では、支援者が日常的に利用者一人一人の人権について意識しながら支援を行うという視点を基本としている。そして、自閉症等の障害特性に合わせた支援を追求し実践することにより、強度行動障害の人が自分らしく暮らせ

るようになることを目標としている。この二つは決して相反することではなく、一人一人を尊重するという点で、同時に達成されるべきものである。施設がこの評価基準をすべて満たすことは困難かもしれないが、日常的に意識し続けることにより、目標の達成に近づいていることが重要である。

### E. 結論

強度行動障害支援事業実施施設における支援内容を評価する基準を作成した。一般の知的障害者入所更生施設、さらに、自閉症などの発達障害、知的障害、精神障害のある人の支援を行っている多くの福祉施設でも利用できる。行政がこれらの施設での支援内容を人権擁護の立場を含めて把握する上で、有用なツールとなることが期待される。

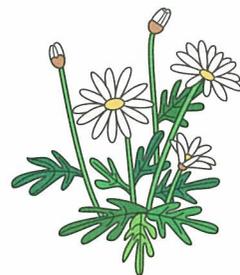
研究成果の刊行に関する一覧表

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
厚生労働科学研究 飯田班	強度行動障害を見せている児童生徒の学校と施設の連携マニュアル	厚生労働科学研究 飯田班	強度行動障害を見せている児童生徒の学校と施設の連携マニュアル	厚生労働科学研究 飯田班	神奈川県秦野市北矢名 1195-3  (財)鉄道弘済会 弘済学園	平成16年	24ページ

# 強度行動障害を見せている児童生徒の 学校と施設の連携マニュアル

## はじめに マニュアルの主旨

◎	強度行動障害と判定基準表	1
1-1	準備編 「入所までの準備をする」	2
1-2	準備編 「資料整理をする」	4
2-1	支援編 「情報交換をする」	5
2-2	支援編 「個別の教育・支援計画の作り方」	6
2-3	支援編 「定例ミーティングを持つ」	8
2-4	支援編 「家庭への支援をする」	9
2-5	支援編 「強度行動障害支援委員会を作る」	9
2-6	支援編 「行事の進め方」	10
3-1	諸機関との連携編 「児童相談所、自閉症発達障害支援センター等との連携」	12
3-2	諸機関との連携編 「児童精神科医に相談をする」	13
4	学校・施設組織編 「学校・施設連絡会を作る」	14
5	学校と施設との連携の事例	16
◎	強度行動障害支援の環境チェックリスト	18
◎	学校と施設の「申し合わせ事項」の例	22



## はじめに マニュアルの主旨

厚生労働省は1993年に、行動障害の特に激しい方に対して、強度行動障害という行政的な障害概念を設け支援を行ってきています。

当研究班では、厚生労働科学研究として強度行動障害の支援を研究していますが、発達障害の支援を担う学校と施設の連携が最も重要だとの認識をしています。

とりわけ重要なのは、ミーティングを常時持つ、個別の教育・支援目標の共通化を図ることの2点です。どのような手続きをとれば良いのか、当研究班では連携の手続きとポイントを流れ図にして示しました。これを参考にして連携をしていただければ幸いです。



## ◎ 強度行動障害と判定基準表

強度行動障害を見せている児童生徒の支援には、学校・施設の連携が大切です。

強度行動障害とは、環境と素質との相互作用の中で示される状態像であり、発達障害を持った人達の環境への著しい不適応を意味し、激しい不安、興奮、混乱の状態の結果的には、多動、疾走、奇声、自傷、固執、強迫、攻撃、不眠、拒食、異食などの行動上の問題が日常生活の中で高い頻度と強度の形式で出現し、現状の養育環境では著しく処遇困難なものをいいます。

下記の合計点数が10点以上であれば、強度行動障害の認定を受けます。

行動障害の内容	1点	3点	5点
1. ひどい自傷	週に1、2回	日に1、2回	1日中
2. 強い他傷	月に1、2回	週に1、2回	日に何回も
3. 激しいこだわり	週に1、2回	日に1、2回	日に何回も
4. 激しいもの壊し	月に1、2回	週に1、2回	日に何回も
5. 睡眠の大きな乱れ	月に1、2回	週に1、2回	ほぼ毎日
6. 食事関係の強い障害	週に1、2回	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7. 排泄関係の強い障害	月に1、2回	週に1、2回	ほぼ毎日
8. 著しい多動	月に1、2回	週に1、2回	ほぼ毎日
9. 著しい騒がしさ	ほぼ毎日	1日中	絶え間なく
10. パニックがひどく指導困難			あれば
11. 粗暴で恐怖感を与え指導困難			あれば

行政機関・学校施設間	児童施設	学 校
<p>●児童相談所→施設入所依頼</p> <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•面接入所日決定</li> <li>•児童票受領 入所連絡票</li> </ul> <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•学籍移動日決定</li> <li>•各種書類受領 在学証明書・教科用図書給与証明書・指導要録写し 健康診断票・歯科検査票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 面接</li> <li><input type="checkbox"/> 児童相談所と事前打ち合わせ</li> <li><input type="checkbox"/> 入所理由を確認、学校へ伝達</li> <li><input type="checkbox"/> 病院との面接</li> <li><input type="checkbox"/> 服薬の確認 ※2</li> <li><input type="checkbox"/> 児童票コピー学校に送付 ※3</li> <li><input type="checkbox"/> 強度行動障害の得点確認</li> <li><input type="checkbox"/> 受け入れ準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 学校見学</li> <li><input type="checkbox"/> 体験入学・面接</li> <li><input type="checkbox"/> 教育相談 ※1</li> <li><input type="checkbox"/> 注意事項確認</li> <li><input type="checkbox"/> 主治医・服薬の確認 ※2</li> <li><input type="checkbox"/> 児童票のコピー受領 ※3</li> <li><input type="checkbox"/> 強度行動障害の点数記入</li> <li><input type="checkbox"/> 受け入れ準備</li> </ul>

※1. 教育相談・面接などの参加者は

「学校の教育相談の参加者」

担任、学年・学部主任、教務、教頭、校長、  
児童相談所ケースワーカー、医療関係者

「施設の面接などの参加者」

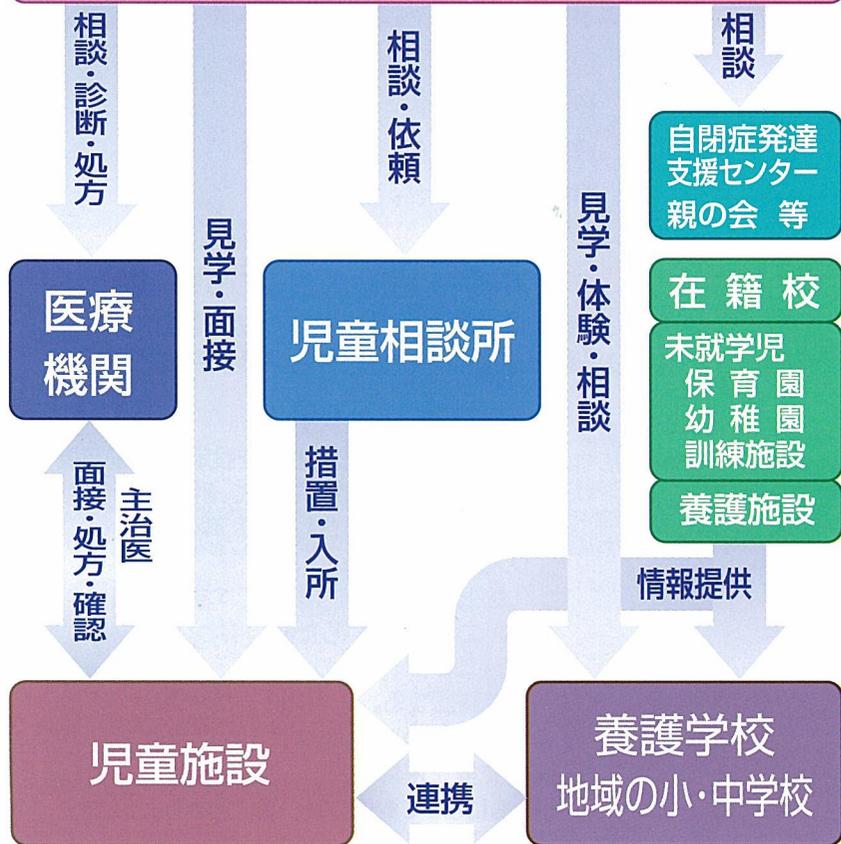
担当、強度行動障害担当者、主任、寮長、課長、施設長、心理職、  
医療関係者、児童相談所ケースワーカー

※2. 服薬の有無・種類・効能・副作用・管理に注意をする

※3. 児童票の個人情報とを厳重に管理する



# 保護者・本人



## ここがポイント



### ● 児童相談所→施設入所

児童施設に入所が決定したお子さんについて、学校には報告はない。学校が前籍校に学年・学籍移動日の確認をする。

### ● 児童票

児童相談所から出される。個人情報がかぎり施設と情報を共有する必要がある。

### ● 体験入学

ほとんどの学校では、体験入学を行っている。児童生徒の様子など丁寧に観察し、施設にも体験入学時の資料提供をする。

### ● 教育相談・施設面接

保護者の意見を個別の教育・支援計画に活かす。

# 1-2 準備編 「資料整理をする」

チェック項目

行政機関・学校施設間	児童施設	学校
<p>●前籍校・施設より個人資料 (個別の教育・支援計画等)受領</p>	<p><input type="checkbox"/> 現状把握・状態把握 ※1</p> <p><input type="checkbox"/> 個人ファイル作成</p> <p><input type="checkbox"/> 環境設定の内容・設備設定</p> <p><input type="checkbox"/> 事前打ち合わせ会議 ※2</p>	

※1. 今までの指導方法や経過の確認をし、現状把握を項目立て、個別の教育・支援計画の作成をする

※2. 生活習慣など調整するための話し合いを設定する

**前籍校・施設**

- 個人資料
- 在学証明書
- 教科用図書給与証明書
- 個別計画
- 指導要録(写し)
- 健康診断票
- 歯科検査票



**学校・施設**

- 個人ファイル作成
- 環境調整
- 事前打ち合わせ



## ここがポイント



### ●事前打ち合わせ会議

施設・学校との打ち合わせを設定する。前籍校・施設からの資料を基にして、計画の練り直しや環境設定の見直しを行う。環境チェックリスト(P18参照)

- ①強度行動障害を引き起こす事前の条件
  - ②パニックを起こした時の関わり方
  - ③パニックの終息のさせ方
- 等を確認する。

事前打ち合わせが実施できなければ、互いに情報交換を密にし、出来る限り環境を調整し、子どもにとって変化を最小限に止めるようにする。

## 児童施設

## 学 校

## ●情報交換（通年）

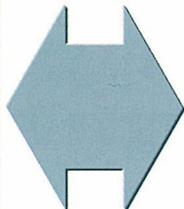
 「連絡帳」等で情報交換 処方変更などの伝達 ケース検討会依頼 学校参観 家庭訪問 授業参観依頼・期末面談依頼 施設訪問

## 「連絡帳」等での伝達内容は以下の通り

睡眠、食事、排泄、健康状態、情報の安定度、通院報告、  
保護者面談記録、行事確認、トラブル、過ぎしの様子

## 施 設

- 連絡帳記入
- 処方変更伝達
- ケース検討会依頼
- 学校参観



## 学 校

- 連絡帳記入
- 施設訪問
- 授業参観依頼
- 期末面談依頼

## ここがポイント



## ●連絡帳の項目作成

短時間で記入するので、継続しやすいよう、  
生理的3原則の食事・排泄・睡眠を中心に  
記載しやすい形式とする。

## ●アクシデント報告

少々の衝撃でも大きな「打ち身」「アザ」  
になりやすい体質の児童生徒が多いこと  
に注意し、必ず連絡する。

## ●家庭への連絡

家庭が混乱しないよう配慮し、窓口を1本  
化する。

	児童施設	学校
●個別の教育・支援計画の作成・交換 ※1	<input type="checkbox"/> 個別の支援計画作成 ※1	<input type="checkbox"/> 個別の教育計画作成 ※1
	<input type="checkbox"/> 教育・支援計画の確認 ※2	
	<input type="checkbox"/> 教育・支援計画のすり合わせ交換 ※3	

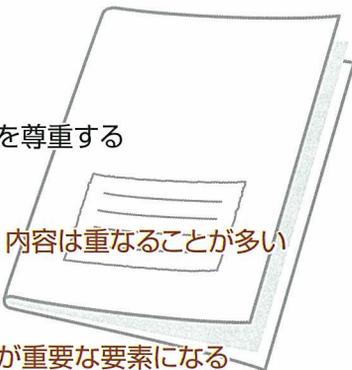
### 「個別の教育・支援計画」作成の手順 (例)

- ①児童生徒の現状とニーズを把握する
- ②短期・長期目標を設定する
- ③指導内容・手立てを統一する
- ④助言者の了解を得る
- ⑤互いの計画のすり合わせをする
- ⑥療育的視点、教育的視点の違いを尊重する
- ⑦評価の交換をする

※1. 形式、項目名が異なっても、内容は重なることが多い  
指導内容、手立ての統一を図る  
保護者の参加を求める

※2. 児童施設では、自立活動の内容が重要な要素になる

※3. すり合わせの際に互いの立場を尊重し合う



### ここがポイント

#### ～ 自立活動を重視～



- 1.健康の保持
  - 生活リズムや生活習慣の形成
  - 病気の状態の理解と生活管理
  - 損傷の状態の理解と養護
  - 健康状態の維持・改善
- 2.心理的安定
  - 情緒の安定
  - 対人関係の形成
- 3.環境の把握
  - 保有する感覚の活用
  - 認知や行動の概念
- 4.身体の動き
  - 姿勢と運動
  - 動作、移動能力
- 5.コミュニケーション
  - 言語の受容と表出
  - 言語の形成と活用
  - 手段

学習指導要領より

## 個別の教育・支援計画の例

### 養護学校

#### 個別の教育計画

教科	実態	目標	指導内容と手立て	評価
	実態	目標		評価
自立活動	実態	目標	指導内容と手立て	評価

### 児童施設

#### 個別の支援計画

全体像			
伸ばしたい所	課題と経過		
	経過と評価		
支援事項	プログラム	目標	経過と評価

## ここがポイント

- 学校の「自立活動」と児童施設の「伸ばしたい所」はほぼ同じ。
- 強度行動障害を見せている児童生徒には自立活動が重要で、行動の改善には学校と施設が共通の視点で計画を作成することが大切。



●施設職員・学校担任間  
ミーティング設定(定例)

## 児童施設

## 学校

- 現状報告(行動の特性・問題行動)
- 指導内容・手立ての確認
- 環境設定の確認
- 今後の指導内容・手立て・環境設定の方向性

- ※勤務時間帯、形態などが違うことも配慮し、月1回は、担当者間でミーティングを設定する  
(担当者同士では設定が難しいため、学校管理職・施設長間で「学校・施設申し合わせ事項(P22参照)」等を参照し、ミーティングの設定を保证する)
- ※助言者(スーパーバイザー)として施設主任、児童相談所ケースワーカー、学校管理職が入ることで、方向性を見極めに役立つ

児童施設



学校

## ここがポイント

●電話や、連絡帳だけでは、情報・注意事項・伝えたいことが、一方通行になる。話し合う時間を作ることが難しいため、担当者同士のミーティングが連携の基本となる。

- 学校の管理職と施設の施設長の間で、「学校と施設の申し合わせ」を年度初めに作成する。P22参照。
- 互いに協力し合う体制、日時や場所を設定する。  
話し合うことで互いの考え方が理解でき、強度行動障害児童生徒への指導方針、手立てなどを共有できることになる。



## 2-4 支援編 「家庭への支援をする」

チェック項目

### ●家庭支援



#### 児童施設

- 帰省面談
- 医師との面談
- ケースカンファレンス
- 施設便り・勉強会・両親実習
- 学校と施設の合同保護者会

#### 学 校

- 家庭訪問
- 期末面談・進路面談
- 学級便り

## 2-5 支援編 「強度行動障害支援委員会を作る」

チェック項目

- 強度行動障害支援委員会設置
- 助言者（スーパーバイザー）の存在

#### 児童施設

- 問題行動発生・「連絡帳」等で至急連絡
- 緊急ミーティング実施・現状報告・評価・分析・方向性の確認
- 助言者（スーパーバイザー）の意見

#### 学 校

※ 委員会参加者は  
担当、担任、主任、強度行動障害担当者、医療関係者、スーパーバイザー

※ 支援委員会の目的は

- 問題行動の説明・現状報告をする
- 現在の支援の内容や手立ての確認をする
- 支援環境の確認をする
- 障害及び行動特性の確認をする
- 今後の支援の方向性の確認をする
- 得られた結果を保護者に報告する



	児童施設	学 校
<p><b>【施設行事】</b></p> <p>例：運動会</p> <p>学校・施設業務連絡会を実施 年間計画確認 移動・参加方法確認</p>	<input type="checkbox"/> 概案の作成・提案 <input type="checkbox"/> 運動会実行委員会の設置 (学校参加協力要請) <input type="checkbox"/> 強度行動障害児童生徒参加方法 検討事項を学校に伝達 <input type="checkbox"/> 保護者・学校職員案内状送付	<input type="checkbox"/> 概案の確認 <input type="checkbox"/> 実行委員会参加 <input type="checkbox"/> 運動会細案受領 <input type="checkbox"/> 参加学年確認 <input type="checkbox"/> 健康チェック、準備
<p><b>【学校行事】</b></p> <p>例：遠足</p> <p>学校・施設業務連絡会の実施 年間計画確認 移動・参加方法確認 係間の打ち合わせ</p> <p>例：卒業式</p> <p>学校・施設業務連絡会の実施 年間計画確認 移動・参加方法確認</p>	<input type="checkbox"/> 概案の確認 <input type="checkbox"/> 遠足細案受領 <input type="checkbox"/> 参加学年確認 <input type="checkbox"/> 健康チェック <input type="checkbox"/> 準備  <input type="checkbox"/> 卒業式細案受領 <input type="checkbox"/> 卒業学年の担当者参加 <input type="checkbox"/> 戸籍上の氏名確認	<input type="checkbox"/> 概案の作成・提案 <input type="checkbox"/> 強度行動障害児童生徒参加方法検討 <input type="checkbox"/> 細案伝達 <input type="checkbox"/> 終了時に強度行動障害児童生徒の 状態報告  <input type="checkbox"/> 強度行動障害児童生徒参加方法検討 <input type="checkbox"/> 卒業学年児童生徒名簿提示 <input type="checkbox"/> 氏名確認依頼 <input type="checkbox"/> 保護者・施設職員へ案内状送付

- ※ 年間計画を作成し、年度初めから計画に入れる
- ※ 学校・施設連絡会 (P14参照) を月1回開催し、行事などの提案・確認の場にする
- ※ 行事説明会に参加する
- ※ 強度行動障害児童生徒の参加方法を検討する
- ※ 月1回 担任間ミーティングの議題に入れる
- ※ 打ち合わせで検討すべき点 → 環境設定・リラックスエリア・担当者の確認



## 【児童相談所と施設と学校との連絡会】

- 施設入所までの情報  
 ケースの現状報告  
 家庭の様子

## ※ 連絡会参加者は

各児童相談所ケースワーカー、担任、担当、  
強度行動障害担当者

## ※ 連絡会の目的は

- 療育手帳・心理判定の依頼をする
- 強度行動障害児童生徒の得点を確認する
- 新入園児童生徒の情報を得る
- 保護者の相談に応じる



## 【その他連携機関】

- 自閉症発達障害支援センター   ○ こども医療センター   ○ 福祉事務所   ○ 自閉症親の会  
 ○ 教育委員会   ○ 警察   ○ 特別支援教育コーディネーター   ○ 就学前訓練会  
 ○ 保育園   ○ 幼稚園   ○ 交通機関

## ここがポイント



- 関係する諸機関と連携することで、長期的な視点で支援することができる。
- 未就学児の情報は教育委員会でしか得ることができないので、他機関と連携して情報を得ていく。
- 施設・学校が積極的に訓練会、保育園、幼稚園などに働きかけ連携をすることも重要な課題である。